

○ 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター
和歌山ビッグウエーブ管理業務取扱要綱

(趣旨)

第1条 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホエール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則に定める貸し館業務についての手続その他の事務処理は、別に定めがある場合を除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(開館日等)

第2条 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛（以下「ビッグ愛」という。）のホール、展示ホール、会議室及び和歌山ビッグホエール（以下「ホエール」という。）の大ホール、軽運動場、控室等並びに武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ（以下「ウエーブ」という。）のアリーナ、サブアリーナ、武道場は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き、毎日開館する。ただし、公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要があると認める場合であらかじめ和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

2 駐車場は、毎日利用することができる。ただし、北及び中央の駐車場については、12月29日から翌年の1月3日までの日は、原則として自動車を入場させ、又は自動車を出場させることができないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に駐車場の利用を休止することができる。

(開館時間等)

第3条 ビッグ愛のホール、展示ホール及び会議室、ホエール及びウエーブの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、12月28日は、原則午後5時までとする。

2 ビッグ愛、ホエール及びウエーブの利用希望時間が前項に掲げる時間外の利用を希望する場合には、理事長は、次の各号に掲げる区分により開館時間を延長することができる。

(1) ビッグ愛においては、午前7時から午前9時まで及び午後9時から午後10時まで

(2) ホエール及びウエーブにおいては、午前6時から午前9時まで及び午後9時から午後10時まで利用することができる。ただし、準備や撤去で利用を希望する場合はその限りではない。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認める場合であらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

4 北・中央・南の各駐車場(以下「駐車場」という。)は、午前零時から午後12時まで利用することができる。

5 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要があると認めるときは、臨時に、駐車場に自動車を入場させ、又は駐車場から自動車を出場させることができる時間を制限することができる。

(行為の禁止等)

第4条 ビッグ愛(県の機関その他入居施設を含む。)、ホエール及びウエーブにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ビッグ愛、ホエール及びウエーブに設けた施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、その他ビッグ愛、ホエール及びウエーブの利用者及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売、宣伝、勧誘等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛、ホエール及びウエーブの利用を妨げる行為をすること。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、理事長は、利用を拒否し又は退去を命ぜることができる。

- (1) 和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱第2条第7項に定める排除措置対象者
- (2) 善良な風俗を乱すと認められる者及び他人に危害を加え又は迷惑になる行為をする者
- (3) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (4) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (5) 財団職員の指示に従わない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛、ホエール及びウエーブの管理及び運営上支障があると認められる者

(利用予約等の受付時間及び受付方法並びに受付開始日等)

第5条 ビッグ愛、ホエール及びウエーブにおける利用予約等の受付時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2 ビッグ愛のホール、展示ホール、会議室及び附属設備(以下「ホール等」という。)については、次の各号に定める方法により利用予約の申し込みを受け付けるものとする。

- (1) 会議室については、利用しようとする日(連続利用の場合は初日)の12月前の日の属する月の初日より申し込み順に予約を受け付ける。
- (2) ホール及び展示ホールについては毎月1回、利用申込者を立ち合わせ、翌年の公開

抽選を行う。

抽選希望の受付は、利用日の12月前の月の初日（その日が土曜日又は日曜日の場合は前月の末日。末日が土曜日のときはその前日）の午前9時から午前9時30分の間に行う。なお、月をまたいでの利用を希望する場合は、希望する最初の日が属する月に受付を行う。

抽選希望の提出は、1主催者1名、第1希望のみとする。同一の行事について複数の抽選希望を提出することはできない。

受付の結果、重複のない場合は、利用申込者に利用申込書を提出させる。また、重複した場合は、利用申込受付票の番号順（受付順）にくじを引かせ、最も若い番号を引いた者に利用申込書を提出させる。

- (3) ホール等の全てを一度に利用する場合、近畿地区大会以上の大会による利用の場合及び公共団体による利用の場合並びにホエール、ウエーブと連携するイベントの場合には、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の12月前の日の属する月の初日より前に、和歌山ビッグ愛期間外申込受付書（別記第1号様式-1）を提出させたいうで、期間外の申し込みを受け付けることができるものとする。

- 3 ホエールの大ホール、軽運動場、控室等及び附属設備（以下「大ホール等」という。）の利用予約については、受付順位を予約、仮予約（来館又は電話等で申し込みがあり、開催が確実と認められるもの。同一催し物について一つに限る）、要望（仮予約のできないもの又は調整を要するもの）の三つに区分し、次の各号により受け付けるものとする。

- (1) 大ホールを、式典・集会、見本市・展示会、興業等、多くの入場者や観客（概ね1,000人以上）が見込める催し物及び近畿地区大会以上のスポーツ・レクリエーション、国民体育大会関連の事業で利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の36月前の日の属する月の初日より要望又は仮予約として受け付ける。
- (2) 大ホールを、式典・集会、見本市・展示会、興業等、多くの入場者や観客が見込めない催し物及びスポーツ・レクリエーションで利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の12月前の日の属する月の初日より予約として受け付ける。
- (3) 大ホールを、入場者や観客が200人に満たないスポーツ・レクリエーションで利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の6月前の日の属する月の初日より予約として受け付ける。
- (4) 大ホールを、スポーツ・レクリエーションで片面利用するものは、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日より予約として受け付ける。
- (5) 軽運動場を、スポーツ・レクリエーションで単独利用するものは、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から予約として受け付ける。

- (6) 控室等は大ホールと連動するものとし、原則として単独で利用することはできない。
ただし、大ホールを利用する者が付帯施設を利用しない場合で、ウエーブを利用する者が、当該施設の利用を希望する場合には、仮予約として受け付けることができる。
- 4 前項第1号に規定する大ホールの仮予約については、利用しようとする日の12月前までに和歌山ビッグホエール仮予約申込書（別記第2号様式-1）を提出しなければならない。
- 5 ウエーブのメインアリーナ、サブアリーナ、武道場及び附属設備（以下「アリーナ等」という。）の利用予約については、受付順位を予約、仮予約（来館又は電話等で申し込みがあり、開催が確実と認められるもの。同一催し物について一つに限る）、の二つに区分し、次の各号により申し込みを受け付けるものとする。
- (1) メインアリーナを、式典・集会、見本市・展示会、興業等、多くの入場者や観客（概ね1,000人以上）が見込める催し物及び近畿地区大会以上のスポーツ・レクリエーション、国民体育大会関連の事業で利用するものやホエールと同時に利用するもの、並びにサブアリーナ又は武道場を、メインアリーナと同時に前途の内容で利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の36月前の日の属する月の初日から仮予約として受け付ける。
- (2) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場を、式典・集会、見本市・展示会、興業等、多くの入場者や観客が見込めない催し物及び入場者や観客が200人を超えるスポーツ・レクリエーションで利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の12月前の日の属する月の初日から仮予約として受け付ける。
- (3) メインアリーナ、サブアリーナ、武道場を、入場者や観客が200人を見込めないスポーツ・レクリエーションで利用するもの、及び公益社団法人和歌山県体育協会（以下「県体協」という。）加盟団体が主催する選手強化対策として利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の6月前の日の属する月の初日から予約として受け付ける。
- (4) メインアリーナを、スポーツ・レクリエーションで、半面又は3分の1面利用するもの、及びサブアリーナ又は武道場を、前各号に掲げる内容以外に利用するものは、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の3月前の日の属する月の初日から予約として受け付ける。
- 6 サブアリーナをスポーツ・レクリエーションに利用する場合は、第7条第8号に掲げる場合を除き、半面又は3分の1面での利用ができるものとし、予約の受付は、前項第4号に掲げる期間とする。
- 7 武道場は、第7条第9号に掲げる場合を除き、半面又は、3分の2面利用ができるものとし、予約の受付は、前項第4号に掲げる期間とする。
- 8 第3項規定する仮予約は、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の12月前

の日の属する月の初日から、第5項に規定する仮予約は、利用しようとする日（連続利用の場合は初日）の6月前の日の属する月の初日から予約として受け付ける。

（ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用の承認）

第6条 ホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用しようとする者は、和歌山ビッグ愛利用申込書（大ホール、展示ホール用）（別記第1号様式-2）、和歌山ビッグ愛利用申込書（会議室用）（別記第1号様式-3）、和歌山ビッグ愛利用時間延長申込書（別記第1号様式-4）、和歌山ビッグ愛附属設備利用明細書（別記第1号様式-5）、和歌山ビッグホエール利用申込書（アリーナ、軽運動場、控室等用）（別記第2号様式-2）、和歌山ビッグホエール利用時間延長申込書（別記第2号様式-3）、和歌山ビッグホエール附属設備利用明細書（別記第2号様式-4）、和歌山ビッグウエーブ利用申込書（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場用）（別記第3号様式-1）、和歌山ビッグウエーブ利用時間延長申込書（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場用）（別記第3号様式-2）、和歌山ビッグウエーブ附属設備利用明細書（別記第3号様式-3）のうち必要分を管理事務所に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用申込書は、次の各号に定めるところにより事前に提出しなければならない。ただし、利用時間の延長及び附属設備の利用については、利用日当日に提出することができる。

- (1) ホール、展示ホールは、利用しようとする日（利用しようとする期間が引き続いて2日以上であるときはその初日）の12月前の月の初日（その日が土曜日、日曜日又は第2条第1項に規定する休館日。以下「休館日」という。）に当たるときは、前月の末日（その日が土曜日のときはその前日）から当該利用日の30日前までの期間
- (2) 会議室は、利用日の12月前の日から当該利用日の30日前（その日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日）までの期間
- (3) 催し物が近畿大会以上、ホエール及びウエーブと連携するイベント等、並びに前条第2項第3号に掲げる場合は、前各号の規定は除外する。
- (4) 大ホールを全面利用する場合で入場者や観客が200人を越える場合は、利用日の12月前の日から当該利用日の1月前までの期間
- (5) 大ホールを全面利用する場合で入場者や観客が200人に満たない場合は、利用日の6月前の日から当該利用日の1月前までの期間
- (6) 大ホールを半面利用する場合及び軽運動場を単独利用する場合は、利用日の3月前の日から当該利用日の1月前までの期間
- (7) メインアリーナを全面利用する場合、及びサブアリーナ又は武道場を、県体協加盟競技団体が主催する選手強化対策事業として利用する場合は、利用日の6月前の日から当該利用日の1月前までの期間
- (8) メインアリーナを、スポーツ・レクリエーションで半面又は3分の1面利用するも

の、及びサブアリーナ又は武道場を、前各号に掲げる内容以外で利用する場合は、利用日の3月前の日から当該利用日の1月前までの期間

- 3 理事長は、前2項の規定に基づきホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用しようとする者から利用申込書の提出があったときは、当該利用申込書の副本に受付印を押し、これを当該ホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用しようとする者に交付するものとする。
- 4 前項の規定により交付を受けた利用申込書の副本は、施設等を利用するときに管理事務所に提示しなければならない。
- 5 理事長は第1項の承認にビッグ愛、ホエール及びウエーブの管理及び運営上必要な条件を付すことができる。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用承認の制限)

第7条 理事長は、前条第1項の規定によりホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用をさせることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他条例施行規則第2条に定める禁止行為に抵触するとき。
- (2) ビッグ愛、ホエール及びウエーブの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 展示ホール及び会議室において、楽器演奏・合唱・カラオケ等で大きな音を出すとき。
- (4) ホール、展示ホール及び会議室においてスポーツ・体操・ダンス等の激しい動きを伴い、床や壁を傷つけ、ないしはフロアや階下に響く可能性があるとき。
- (5) ホール、展示ホール及び会議室において、調理実習や結婚式等に伴い、裸火や煙を使用するとき。
- (6) 大ホールを半面利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に支障が生じる催し物のとき。
- (7) メインアリーナを半面又は3分の1面利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に支障が生じる催し物のとき。
- (8) サブアリーナをスポーツ・レクリエーションで半面又は3分の1面利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に支障が生じる催し物のとき。
- (9) 武道場を半面又は3分の2面利用する場合において、大会等での利用及び他面の利用に支障が生じる催し物のとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ビッグ愛、ホエール及びウエーブの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(ホール等の利用予約の変更届)

第8条 ホール等の利用予約の変更で、既に利用申込書を提出している場合は、和歌山ビ

ック愛利用変更届(別記第1号様式-6)を提出しなければならない。ただし、利用申込書を提出していない利用予約を変更する場合は、この限りでない。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用の承認の取消し等)

第9条 理事長は、第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又はホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

- (1) 和歌山県の事務及び事業における暴力団の排除に関する要綱第2条第7項に定める排除措置対象者であることが判明したとき。
- (2) 和歌山県暴力団排除条例第11条に該当するとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用の承認を受けたとき。
- (4) 承認された利用目的以外にホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用し、又は利用しようとしたとき。
- (5) 承認に基づく権利を譲渡し、又は他人にホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用させ、若しくは利用させようとしたとき。
- (6) 利用料金を納付しないとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

(利用料金)

第10条 ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金は、和歌山県知事の承認を受けて定めた別表1から別表7に定める額とする。

(ホール等の利用料金の納付)

第11条 ホール等の利用料金は、第6条第1項の規定による利用申込書が提出され、同条第3項の規定によりその副本を交付した時点から、納入通知書(請求書)に指定した納入期限(納入通知書の発行日から30日)までに口座振込又は管理事務所において現金で納付するものとする。ただし、ホール等の利用時間の延長の承認を受けて引き続きホール等を利用する場合の当該延長した時間に係るホール等の利用料金は、当該利用の終了時までに納付するものとする。

(大ホール等及びアリーナ等の利用料金の納付)

第12条 大ホール等及びアリーナ等の利用料金は、次に定めるところにより納付するものとする。

- (1) 第6条第3項の規定により利用申込書の副本を交付された日(以下「副本の交付日」という。)の翌日から起算して利用日の前日までの期間が31日以上である場合には、副本の交付日の翌日から起算して30日以内に利用料金を納付するものとする。
- (2) 副本の交付日の翌日から起算して利用日の前日までの期間が30日以下である場

合には、利用日の前日までに利用料金の全額を納付するものとする。

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合には、副本の交付日に利用料金の全額を納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大ホール等及びアリーナ等の利用時間の延長の承認を受けて引き続き利用する場合の当該延長した時間に係る利用料金、並びに付帯・附属設備利用料金、光熱水費、消耗品費については、当該利用の終了後に納付するものとする。

(ホール等の利用料金の変更)

第13条 利用予約の変更により、変更前後の利用料金が相違する場合等の利用料金の収受は、変更後の料金を収受するものとする。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用の廃止)

第14条 第6条第3項の規定により利用申込書の副本の交付を受けた者が当該利用申込書に係る利用をやめようとするときは、和歌山ビッグ愛利用廃止届(別記第1号様式-7)、和歌山ビッグホエール利用廃止届(別記第2号様式-5)又は和歌山ビッグウエーブ利用廃止届(別記第3号様式-4)に利用申込書の副本を添付し、管理事務所に提出しなければならない。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金の還付)

第15条 還付することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

(1) 第6条第3項の規定により利用申込書の副本の交付を受けた者の責めに帰することができない理由(利用当日に天災地変が発生し、利用申込者から取り消しがあった場合を含む。)によりホール等を利用することができなくなった場合は、利用料金の全額

(2) 前号に掲げる場合を除くほか、利用料金が既に納付され、利用日の30日前までに前条の規定による利用廃止届の提出があった場合は、利用料金の全額

(3) 前各号に掲げる場合を除くほか、利用料金が既に納付され、利用日の30日前から14日前までに前条の規定による利用廃止届の提出があった場合は、利用料金の7割に相当する額

(4) 第18条に規定する利用料金の減額又は割引申請書を受理した後で予約を取り消した場合は、利用料金減免後の7割に相当する額

(5) 利用料金の減額又は割引申請中に予約を取り消した場合は、原則として、正規の利用料金の7割に相当する額

(6) 第13条に規定する利用予約の変更があった場合で、既に納入されている利用料金額が変更後の利用料金より高額である場合は、その差額

2 前項各号に掲げる場合であっても、利用日まで14日前以降において利用廃止届の提出があった場合は、還付しない。

3 第1項第2号から第6号に掲げる場合で、口座振込での還付を希望する場合は、受取

人が振込手数料を負担するものとする。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金の還付申請)

第16条 前条の規定によりホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金の還付を受けようとする者は、和歌山ビッグ愛利用料金還付申請書(別記第1号様式-8)、和歌山ビッグホール利用料金還付申請書(別記第2号様式-6)又は、和歌山ビッグウェーブ利用料金還付申請書(別記第3号様式-5)を管理事務所に提出しなければならない。

2 前項の利用料金還付申請書の提出が利用日の14日前以降であっても、第14条の規定による利用廃止届が利用日の14日前までに提出されていれば、還付を受けることができる。

3 前項に掲げる場合で、口座振込での還付を希望する場合は、受取人が振込手数料を負担するものとする。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金の減免等)

第17条 ホール等、大ホール等及びアリーナ等を障害者、障害者団体等が利用する場合は、和歌山県が定めた「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」及び同要領に基づく「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領にかかる会議室等の使用料金減免承認のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に準じて当該施設の利用料金減免承認を新規予約毎に行い、減免することとする。また、減免承認後の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。

2 大ホール、軽運動場、メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場を小学生、中学生、高校生若しくは中等教育学校の生徒又はこれに準ずると認められる者がスポーツ、レクリエーションのために利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る。)の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。

3 大ホール、軽運動場、メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場等を国体強化選手が利用する場合の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。

4 大ホール、軽運動場、メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場等をオリンピック代表候補選手及びオリンピック強化指定選手が利用する場合の利用料金は、全額免除とする。

5 第1項及び第3項の規定の適用を受けるものに対しては、第2項の規定を適用しない。

6 第1項から第4項の規定は、附属設備に対しては適用しない。

7 前各項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合は、減免又は全額免除することができるものとする。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金の減免申請)

第18条 前条第1項の規定によりホール等、大ホール等及びアリーナ等の利用料金の減免を受けようとする者は、ガイドラインに定める利用料金減額申請書(別記第4号様式-1又は別記第4号様式-2)を管理事務所に提出しなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定によりホール等及び大ホール等の利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を管理事務所に提出しなければならない。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用する者の遵守事項)

第19条 ホール等、大ホール等及びアリーナ等を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収容人員は、それぞれの施設の定員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄付金品の募集をしないこと。
- (4) ホール等、大ホール等及びアリーナ等に特別の設備を付加し、又はホール等、大ホール等及びアリーナ等の設備に変更を加えないこと。
- (5) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (6) 催し物等を行う場合において、ビッグ愛、ホエール及びウエーブへの入場者を円滑に誘導するとともに、ビッグ愛、ホエール及びウエーブの利用に伴う人又は車両の雑踏する場所を警戒し、事故を防止するための警備を適正に行うこと。
- (7) ビッグ愛、ホエール及びウエーブの清潔を保つため清掃を適正に行い、利用に伴って生じた廃棄物を適正に処理すること。
- (8) ビッグ愛においては、イベント等の入場者を円滑に誘導するとともに、入場者又は車両の混雑する場所を警戒し、事故防止に努めること。また、飲食は、1階ロビー、6階ベンダーコーナー及び利用施設内に限定し、廃棄物等は適正に処理すること。
- (9) ビッグ愛、ホエール及びウエーブ館内は全面禁煙としているため、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (10) 大ホール等を利用するイベント等の主催者に配付する「ビッグホエール利用上の留意事項」に記載されている事項
- (11) アリーナ等を利用するイベント等の主催者に配付する「ビッグウエーブ利用上の留意事項」に記載されている事項
- (12) 前各号に掲げるもののほか、理事長が指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第20条 利用者は、ビッグ愛、ホエール及びウエーブの利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(ホール等の準備等及び原状回復)

第21条 ホール等を利用する者は、利用に関する準備を利用時間区分内にしなければならない。

2 利用日当日の鍵の受け渡しは、管理事務所の窓口で行わなければならない。

3 ホール等を利用する者は、入れ替え前後の利用者同士や清掃作業員との間で鍵の受け

渡しをしてはならない。又、連続して2日以上利用する場合においても、毎日返却しなければならない。

4 ホール等を利用する者は、当該利用を終了したとき又は条例13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、利用時間区分内に速やかにこれを原状に復し、財団職員に届け出て、その点検を受けなければならない。ただし、2日間以上連続利用する場合若しくは理事長の承認を受けたときは、机・椅子の配置は、原状に復する必要はない。

(ホール等、大ホール等及びアリーナ等の損傷等の届出等)

第22条 ホール、大ホール等及びアリーナ等を利用する者は、ホール等、大ホール等及びアリーナ等の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに理事長に届け出て、その指示に従わなければならない。又、その損傷等が当該利用者の責めに帰すべき理由による場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(駐車車両)

第23条 ビッグ愛、ホエール及びウエーブの駐車場に駐車することができる自動車の種別は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、その大きさは、長さ5.4メートル、幅1.9メートル、高さ2.4メートルをそれぞれ超えないものとする。

2 理事長が許可した場合は、臨時に前項に掲げる車両以外を駐車させることができる。

(回数券)

第24条 駐車場は、回数券により利用することができる。この場合において、回数券の種類は、100円券、200円券、500円券の三つとする。

2 前項の回数券の販売単位、販売金額は、次のとおりとする。

(1) 11枚を1冊とし、冊単位で販売する。

(2) 販売金額は、100円券が1,000円、200円券が2,000円、500円券が5,000円とする。

(プリペイドカード)

第25条 駐車場は、プリペイドカードにより利用することができる。この場合において、プリペイドカードの種類は、3,300円券、5,500円券の二つとする。

2 前項のプリペイドカードの販売単位、販売金額は、次のとおりとする。

(1) 1枚単位で販売する。

(2) 販売金額は、3,300円券が3,000円、5,500円券が5,000円とする。

(定期駐車券)

第26条 理事長は、駐車場を期間を定めて毎月利用することを認めた者に対し、定期駐車券を交付するものとする。

2 前項の定期駐車券の交付を受けて駐車場を期間を定めて毎月利用しようとする者は、

定期駐車券交付申請書兼誓約書(別記第5号様式-1)を当該利用を開始しようとする日の5日前までに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(駐車料金の納付)

第27条 駐車場の利用料金(以下「駐車料金」という。)は、駐車場を利用する者が駐車場から自動車を出場させる時に納付するものとする。ただし、回数券及びプリペイドカードは交付を受けたときに、定期駐車券は交付を受けたとき及び当月分を当月中に納付するものとする。

(駐車料金の還付)

第28条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車料金については、理事長が臨時に駐車場の利用を休止したとき等は、定期駐車料金の当該駐車場を利用できない期間又は駐車場を利用しない期間に相当する額を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により定期駐車料金の還付を受けようとする者は、和歌山ビッグ愛利用料金還付申請書(別記第1号様式-8)を管理事務所に提出しなければならない。

(駐車料金の減免等)

第29条 ビッグ愛、ホエール及びウエーブの駐車場を障害者等が利用する場合は和歌山県が定めた「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」及び同要領に基づく「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領にかかる会議室等の使用料金減額承認のためのガイドライン」に準じて駐車料金の減免を行うこととする。また、減免後の駐車料金は障害者本人が運転を行っている場合は、2分の1の額、特定介護人が運転を行っている場合は全額免除とする。

2 第26条に掲げる定期駐車券の利用に関しては、減免は行わない。

(駐車料金の減免申請)

第30条 前条の規定によりビッグ愛、ホエール及びウエーブの駐車場の減免を受けようとする者は、駐車券と身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を併せて管理事務所に提示しなければならない。

(駐車場の利用の方法)

第31条 駐車場を利用する者は、駐車場に自動車を入場させる際に駐車券の交付を受け、駐車場から自動車を出場させる際に当該交付を受けた駐車券を差し出さなければならない。ただし、定期駐車券を用いて駐車場に自動車を入場させた場合については、この限りでない。

(駐車券の紛失等)

第32条 駐車場を利用する者(定期駐車券を用いて駐車場を利用する者を除く。)は、交付を受けた駐車券を紛失したときは、その旨を管理事務所に届けなければならない。

2 理事長は、前項の駐車券紛失の届けがあったときは、運転免許証その他の証拠書類によりその事実を確認の上、駐車場から当該駐車券に係る自動車を出場させるものとする。

(定期駐車券の紛失等)

第33条 有効期間の残存する定期駐車券を紛失し、き損し、汚損し、又は滅失した者が定期駐車券の再交付を受けようとするときは、定期駐車券再交付申請書(別記第5号様式-2)を、紛失し、又は滅失した者については、定期駐車券紛失届(別記第5号様式-3)を併せて管理事務所に提出しなければならない。この場合において、当該定期駐車券に係る自動車は駐車場に入場しているときは、理事長は、運転免許証その他証拠書類によりその事実を確認の上、駐車場から当該自動車を出場させるものとする。

2 理事長は、前項の定期駐車券再交付申請書の提出があったときは、運転免許証その他の証拠書類によりその事実を確認の上、実費相当分の費用を徴収し定期駐車券を再交付するものとする。

(駐車場の施設等の損傷等の届出等) .

第34条 駐車場を利用する者は、駐車場の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに理事長に届け出て、その指示に従わなければならない。又、その損傷等が当該利用者の責めに帰すべき理由による場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(定期駐車券の廃止)

第35条 定期駐車券の交付を受けて駐車場を期間を定めて毎月利用しようとする者が、定期駐車の利用を廃止する際は、定期駐車使用廃止届(別記第5号様式-4)を当該利用を廃止しようとする日までに理事長に提出しなければならない。

2 利用を廃止した際には、速やかに定期駐車券を管理事務所に返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第36条 この要綱に定める業務に従事する職員は、個人情報の収集・閲覧・提供・開示その他の取扱い等に関しては、個人情報の保護に関する法律並びに(公財)和歌山県スポーツ振興財団個人情報保護要綱に基づき、適法かつ適正な処理に努めなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日施行の「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール管理業務取扱要項」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。